

○学校法人芝浦工業大学評価規程に関する大学外部評価委員会規程

平成22年3月1日

制定

(目的)

第1条 この規程は、学校法人芝浦工業大学評価規程(以下「評価規程」という。)の第5条第3項に基づき、本大学における自己点検・評価活動の客観性・公平性を担保し、教育研究水準の更なる向上を図るため、学外有識者による評価を行い、その意見を自己点検・評価活動に反映させることを目的として、大学外部評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(構成)

第2条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 副学長
- (2) 学事部長
- (3) 学長の推薦する学外有識者 2名程度

(委員長)

第3条 委員長は、第2条第1号に規定する委員をもって充てる。

(委員の任期)

第4条 第2条第1号、第2号の委員の任期は、役職在任中とする。

- 2 第2条第3号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 前項の委員に欠員が生じたときは、補充しなければならない。この場合において、その任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の職務)

第5条 委員会は、大学点検・評価分科会が行う自己点検・評価活動に関する評価を行う。

- 2 委員会は、前項の評価の結果を大学点検・評価分科会に報告する。

(運営方法)

第6条 委員会は、委員長が必要と認めたとき又は委員3名以上の要求があったとき委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

4 委員会は、審議のため必要があるときは、関係部署に対して資料の提出を求めることができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、企画室が行う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、学校法人芝浦工業大学評価委員会の議を経て理事会において行う。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。